

## ウクライナ汚職対策タスクフォース第3回会合の開催会場の公募について

令和6年2月  
法務省大臣官房国際課

法務省大臣官房国際課では、令和6年11月にウクライナ汚職対策タスクフォース第3回会合の開催を予定しており、本会合の会場について、下記のとおり公募しますので、応募方法に従ってお申し込みください。

### 記

#### 1 ウクライナ汚職対策タスクフォース第3回会合の目的等

法務省は、令和5年7月7日に東京でG7司法大臣会合を開催し「司法インフラ整備等を通じたウクライナ復興支援」について議題を行い、成果文書として採択された「東京宣言」にはG7としてウクライナの汚職対策の取組を支援する「ウクライナ汚職対策タスクフォース」を設立することが盛り込まれた。

同年12月には我が国主催でウクライナ汚職対策タスクフォース第1回会合を実施し、本年3月には第2回会合を全面オンラインにて開催予定であるところ、第3回会合は、ウクライナ、G7各国及び国際機関の汚職対策の専門家が対面参加し、ウクライナにおける汚職対策支援に向けた具体的な方策を協議することを目的としている。

#### 2 ウクライナ汚職対策タスクフォース第3回会合の概要

(1) 開催日時：令和6年11月6日（水）及び同月7日（木）

(2) 参加者：来場参加者 50名を予定  
その他オンラインによる参加 数名を予定

(3) スケジュール（案）

令和6年11月5日（火）

会場設営・リハーサル

令和6年11月6日（水）

午前 9時 開場

〃 10時 開会・本会合

午後 0時 昼食会

〃 2時 本会合、二国間会談

〃 6時 レセプション

〃 8時 1日目終了

令和6年11月7日（木）

午前 9時 開場

〃 10時 本会合、二国間会談

午後 0時 昼食会

〃 2時 本会合

〃 4時 閉会・全日程終了

### 3 会場の条件

以下の条件を備えた会場を確保できること。

#### (1) 会場全体の条件

- ア 法務省（東京都千代田区霞が関1-1-1）から直線距離で3キロメートル以内に所在していること。
- イ (2)の条件を満たす会場・施設等を確保すること（各会議場の附帯設備（音響・照明等）の使用を含む。）。
- ウ 建物内にエレベーター及びエスカレータを備えていること。
- エ 敷地内に駐車場又は駐車場所を有すること。
- オ 会場内において、セキュリティの確保された高速インターネット環境（有効転送速度1 Gbps 以上）を確保できること。
- カ 空調設備等、施設のトラブルに対し、対応できる職員が当日に常駐していること。
- キ 過去5年以内に、日本国政府主催の会議の会場を提供した実績があること。

#### (2) 各会場・施設等の条件

##### ア 本会合用会議室

- 必要数：1
- 想定人数：50名程度
- 広さ：180㎡以上
- その他：
  - ・想定人数を収容できる能力（座席）を有すること。
  - ・必要な机・椅子等を備えていること。
  - ・音響・照明設備、AV機器を備えていること。
  - ・プロジェクター、スクリーンを設置できること。

##### イ 事務局兼休憩室

- 必要数：2
- 想定人数：20名程度（1室当たり）
- 広さ：90㎡以上（1室当たり）
- その他：
  - ・想定人数を収容できる能力（座席）を有すること。
  - ・必要な机・椅子等を備えていること。

##### ウ サブ打合せ用会議室

- 必要数：1
- 想定人数：20名程度
- 広さ：85㎡
- その他：必要な机・椅子を備えていること

##### エ 控室兼二国間会談等用部屋

必要数：2  
想定人数：15程度（1室あたり）  
広さ：30㎡以上（1室あたり）  
その他：必要な机・椅子等を備えていること。

#### オ 食事等会場

必要数：1  
想定人数：50名程度  
広さ：90㎡以上  
その他：・本会合と同一施設内であり、食事提供可能であること。  
・必要な机・椅子等を備えていること。

### 4 会場借用期間等

#### (1) 会場借用期間

- ア 上記3(2)ア及びイについて  
令和6年11月5日（火）午前9時から同月7日（木）午後6時まで
- イ 上記3(2)ウ及びエについて  
令和6年11月6日（水）午前9時から同月7日（木）午後5時まで
- ウ 上記3(2)オについて  
令和6年11月6日（水）午前11時から同月7日（木）午後2時まで

#### (2) 会場使用時間

- ア 上記3(2)ア及びイについて  
令和6年11月5日（火）午前9時から午後5時まで  
令和6年11月6日（水）午前9時から午後5時まで  
令和6年11月7日（木）午前9時から午後5時まで
- イ 上記3(2)ウ及びエについて  
令和6年11月6日（水）午前9時から午後5時まで  
令和6年11月7日（木）午前9時から午後5時まで
- ウ 上記3(2)オについて  
令和6年11月6日（水）午前11時から午後8時まで  
令和6年11月7日（木）午前11時から午後2時まで

### 5 施設使用に係る借料の支払条件

- (1) 本公募による支払いは、施設使用料及び附帯設備使用料とする。
- (2) 施設使用后、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に指定金融機関の口座に振り込むものとする。

### 6 応募方法

本件公募に当たり、説明会の開催は予定していない。  
応募方法等について質問がある場合は、下記(2)の担当者まで電話又はメールで

問合せの上、応募者については、申込書（別添1）、実施証明書（別添2）及び証明資料並びに暴力団排除に関する誓約書（別添3）を下記(4)のとおり提出すること。

なお、今回の申込書等の作成・提出に係る一切の経費は応募者の負担とする。

また、提出された書類等は採否にかかわらず返却しない。

**(1) 申込書等提出期日**

令和6年3月11日（月）午後6時必着

**(2) 問合せ・申込書等提出先**

法務省大臣官房国際課 担当：立川・宮崎

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 5階

電話 03-3580-4111 内線（5948）

メールアドレス kokusai-kikaku3@i.moj.go.jp

**(3) 応募資格**

ア 自社で上記3の条件を満たす会場を保有し、運営する者であること。

イ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

ウ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

エ 法務省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

**(4) 申込書等提出方法**

申込書等書類一式については、(2)の担当者までに直接（持参）又は郵送により3部（正本1部及び副本2部）提出するものとする。

関連資料には、次の項目について必ず明記すること。

ア 標題は、「ウクライナ汚職対策タスクフォース第3回会合の公募に関する書類」とし、同書類を作成した担当部署及び責任者を明示すること。

イ 書類に関する連絡先（担当者、電話番号等）を明記すること。

ウ 「実施証明書」については、事実を証明する資料を添付すること。

**7 選定方法**

(1) 提出された書類の内容等について、当省の担当者から質問をすることがあるので、速やかに対応すること。

(2) 応募後、必要に応じて、電話等による照会、追加資料の提出依頼、施設の見学等を行う場合がある。

(3) 提出書類の審査や施設の実地調査により、上記3に掲げる各条件を具備し、借料、交通の利便性、本会合を実施するに相応しいか等を総合的に判断し決定する。

なお、借料が周囲の一般的な施設と比較し、はるかに高額な場合や、予算上借用不可能と見込まれる場合等においては契約しない場合がある。

(4) 審査結果については、応募者全員に3月18日（月）頃に連絡する。

**8 契約予定日及び契約書の作成**

公募を実施し、契約の相手方が決定したときは、令和6年4月8日付けで別添様式

の契約条項を承諾の上、契約書を取り交わすものとする。

以 上